

## 質問回答書

質問対象の契約番号	CL502025
質問対象の案件名	秋田市斎場清掃業務委託

秋田市市民生活部生活総務課

質問回答月日: 令和3年1月21日

No.	質問および回答内容	
1	質問	「3 業務責任者の指定および業務担当者」について、業務担当者2名以上が場内常駐とあるが、これは業務責任者以外に担当者として2名以上必要という解釈でよろしいか。
	回答	業務責任者が常駐することを想定しておらず、業務担当者のみ2名以上の常駐が必要という解釈です。
2	質問	「3 業務責任者の指定および業務担当者」について、業務担当者は「研修を修了した者(年度内に修了予定の者を含む。)」とされているが、この研修とは何か。
	回答	建築物における衛生的環境の確保に関する法律における建築物清掃業(1号登録)および建築物衛生管理業(8号登録)の登録要件として定められている、各登録事業所内で行われる「清掃作業従事者研修」のことです。登録の要件として、作業に従事する者全員が1年に1回以上研修を受ける体制をとっていることが必要とされています。
3	質問	「3 業務責任者の指定および業務担当者」について、「業務時間中は、業務担当者2名以上が場内に常駐する」とあるがこの業務時間は「1 委託業務の実施要領」の(4)業務時間に記載の時間帯を指している解釈でよろしいか。
	回答	ご指摘のとおり「午前8時30分から午後5時まで」となります。
4	質問	本業務委託は新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応も含まれているのか。
	回答	秋田市斎場において新型コロナウイルスが発生した場合の対応は含んでおりません。
5	質問	新型コロナウイルス感染症対策として日常業務に取り組む場合、どの清掃範囲まで行えば良いのか。
	回答	清掃範囲については別紙清掃図面等で示している範囲と同一であり、主に来場者が触れる可能性のある場所(ドアノブ、手すり、テーブル、椅子等)の消毒を想定しています。なお、アルコール等の消耗品については、本市が負担すべきものと認識しております。